

雇用保険新規適用事務手続きについて

ハローワーク旭川 雇用保険適用課
 〒070-0902 旭川市春光町 10 番地 58
 TEL 0166-51-0176 (21#)
 FAX 0166-51-4594

新規に雇用保険適用事業所の届出をされる場合は、次の届出書類が必要となります。

1. 【保険関係成立届】及び【概算保険料申告書】

労働保険（雇用保険と労災保険）として【保険関係成立届】及び【概算保険料申告書】の届出が必要です。事業所の事業内容により、提出先は次のとおりです。

◆一元適用事業所（二元適用事業所以外）

雇用保険と労災保険をあわせて届出する。 **提出先** ➔ 旭川労働基準監督署

※安定所では事業主控で確認いたしますので、必ず提示してください。

◆二元適用事業所（建設業、農林水産業）

雇用保険と労災保険は分けて届出する。 **雇用保険提出先** ➔ 旭川公共職業安定所

労災保険提出先 ➔ 旭川労働基準監督署

*雇用保険料率（平成29年4月から適用）

	雇用保険料率		
		事業主負担	被保険者負担
一般の事業	1,000分の9	1,000分の6	1,000分の3
農林水産・清酒製造業	1,000分の11	1,000分の7	1,000分の4
建設の事業	1,000分の12	1,000分の8	1,000分の4

*労災保険料率

事業の内容により分類され、全額事業主負担です。

詳細については、旭川労働基準監督署（TEL 0166-35-5901）へお問い合わせ下さい。

2.【雇用保険適用事業所設置届】

表面 … ※印欄以外をもれなく記入して下さい。

裏面 … 雇用保険事務手続きに使用する事業主印（代理人印）の押印欄があります。

事業所所在地の略図を記入するか、または地図のコピーを所定の大きさにしてお持ちください。

※ コピーの場合は、事前に貼り付けないでください。

添付していただく確認資料

(1) 事業の形態により

- ア. 法人の行う事業の場合 … 登記事項証明書（現在事項証明書）1通（写し可） ※概ね3ヵ月
- イ. 個人が行う事業の場合 … 事業主の世帯全員の住民票謄本 原本1通
- ウ. 団体の行う事業の場合 … 会則・規約等 1通（写し可）

(2) 事業を行うにあたり、官公庁の許認可、登録届出を必要とする事業については、その写し

<許認可等を必要とする事業の例>

- ア. 食品販売業・飲食業 ⇒ 保健所の許可
- イ. 運送業 ⇒ 運輸局の許可・登録
- ウ. 介護保険事業 ⇒ 道(振興局保健環境部)の許可・届出
- エ. 医療施設 ⇒ 保健所の許可・届出
- オ. 建設業 ⇒ 開発局又は道(振興局建設部)の許可(500万円以上の工事)
- カ. その他 ⇒ []

(3) 税務署への届出書の写し（下記のいずれか）

- ア. 給与支払事務所の開設届
- イ. 法人設立届出書、個人事業の開業届
- ウ. 所得税徴収高計算書

(4) 事業活動の実態を確認できるもの（いずれも写し）

- ア. 取引関係契約書、工事契約書、賃貸契約書
- イ. 取引相手先から貴事業所あてに発行した下記書類（2～3種類）
原料買付伝票、出荷伝票、納品書、売上伝票、請求書、領収書 など
※ 見積書は不可。
※ 自社発行分は不可。金銭出納簿、領収書控、入金伝票、当座取引明細書に基づく入金
の事実を証する書類による裏付けがあるものは可。
- ウ. 季節事業所（季節的に循環雇用を繰り返す事業所）提出書類
建設業 … 工事施工一覧表、及びその記載事項に対応する工事契約書（注文書等）
上記以外 … 月別事業経歴（計画）書、及びそれに対応する取引関係契約書等

(5) 事業の形態により、法人役員名簿、事業主の略歴書

- ア. 法人、団体 ⇒ 法人役員名簿（常勤、非常勤問わず）
全員の氏名、生年月日、住所、就任年月日等を記載してください。
- イ. 個人事業主 ⇒ 事業主の略歴書
氏名、住所、生年月日、職歴、資格、免許等を記載してください。

3.【雇用保険被保険者資格取得届】

※「被保険者となった年月日」には、見習い・試用期間を含みます。

提示していただく確認資料

- (1) 労働者名簿
- (2) 出勤簿（またはタイムカード、作業日報、現場野帳など）
- (3) 賃金台帳
- (4) 雇用契約書（建設業及びパートタイマーについては雇入通知書）

※ 雇用保険被保険者番号が不明な方は、前職等の確認のために本人の同意のうえ履歴書等をお持ちください。

※ 短期雇用特例被保険者に該当する方（季節雇用）で雇用保険被保険者番号のない方（新規の方）は住民票（又は運転免許証の写し）をお持ちください。

4. 手続きにおける注意事項

◀適用年月日の取扱いについて▶

- (1) 雇用保険の適用年月日は、最初に労働者を雇い入れた日が保険関係成立の日となることが原則です（労働者が一人であっても当然適用となります）。

保険関係成立年月日 = 事業所設置年月日 = 適用の日 となります。

- (2) 適用となる日が相当以前（確認の日の2年以上前）の場合、適用年月日は当該確認の日の2年前の日に遡って適用となります。

ただし、当該確認の日の2年前の日よりも前に雇用保険料が労働者の賃金から天引きされていたことが賃金台帳等から明らかである場合には、雇用保険料の天引きを行うこととなった最も古い日が適用年月日となります。

◀短時間労働者（パートタイマー）の取扱い▶

次の2つの要件を満たす場合は被保険者となります。

- ア. 1週間の労働時間が20時間以上であること。
- イ. 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること

◀届出が著しく遅れた場合の取扱い▶

保険関係成立日の翌月の10日から6ヵ月（季節事業所は3ヵ月）以上経過して届出する場合は、「**遅延理由書**」と遅延理由書の下段に記載されている関係書類（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿・作業日報・雇用契約書・雇入通知書・源泉徴収簿等）の写しが必要となります。

※ 事業終了後に届出の場合は、事実確認が困難であるため、適用にならない場合もあります。

※ すでに離職者が発生している場合は、実際に事業を行っていることの確認調査を行います。

◀被保険者の範囲等▶

雇用保険の適用事業所に雇用される労働者は、次項の「被保険者とならない者」に該当しない限り、本人の意思如何にかかわらず、法律上当然被保険者となります。

◀雇用保険の被保険者とならない者の例▶

(1) 法人の役員

法人を代表する者（代表取締役・組合理事長等）は被保険者とはなりません。また、代表権のない役員についても、会社と役員の関係は委任関係ですので、被保険者とはなりません。

ただし、役員等であっても同時に部長、支店長など従業員としての身分を有する者は、就労の実態や賃金支払等の面からみても労働者的性格が強く、雇用関係があると認められる場合に限り被保険者となります。

監査役は商法上従業員との兼職が禁止されており、原則として被保険者とはなりません。

* 提出していただく確認資料

ア. 兼務役員雇用実態証明書（所定様式）	エ. 出勤簿及び賃金台帳（就任前後期間分）
イ. 登記事項証明書	オ. 労働者名簿及び雇用契約書
ウ. 株主総会または取締役会議議事録等	カ. その他⇒[]

(2) 同居の親族

個人事業の事業主と同居している親族は、被保険者とはなりません。

法人の代表と同居している親族も、原則として被保険者とはなりません。ただし、以下のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。

- ① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確である。
- ② 就業の実態が事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われている。
- ③ 事業主と利益を一にする地位（取締役等）にない。

* 提出していただく確認資料

ア. 同居の親族に関する届出書（所定様式）	エ. 出勤簿及び賃金台帳	} ※他の労働者分も必要です。
イ. 登記事項証明書	オ. 労働者名簿及び雇用契約書	
ウ. 株主総会又は取締役会議議事録等	カ. その他⇒[]	

(3) 4ヵ月以内の期間を予定して行われる季節的業務に雇用される者

季節的業務に4ヵ月以内の期間を定めて雇用される者は、被保険者とはなりません。

なお、4ヵ月を超える期間定めて雇用される者であっても、週所定労働時間が30時間未満の者は被保険者とはなりません。

－事務の代行について－

- ◎ 労働保険（雇用保険・労災保険）の事務を事業主に代わって行う「労働保険事務組合制度」「社会保険労務士制度」があります。
- ◎ なお、事務組合、社会保険労務士に事務を委託する季節的事業を行う事業主にあつては、適用事業所設置手続きの際には原則として同行していただきます。